

# 第 14 号

NPO 建築 G メンの会  
〒206-0025  
東京都多摩市永山 4-2-4-108  
発行責任者：理事長中村幸安  
TEL 042-311-4110  
FAX 042-311-4125  
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp  
HomePage URL  
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 特集1  
リフォームが狙われている・1
- 介護保険における  
住宅改修の実態・・・4
- イベント報告  
2002 年度第 2 回研修会・・・4
- 事務局からのお知らせ・・・7

## 特集 1 リフォームが狙われている 2

当会はこれまで、悪徳リフォーム被害調査・鑑定を行い、その鑑定書を元に被害者である消費者の問題解決に貢献してきました。当会への調査・鑑定の依頼者は、被害に遭った消費者、東京都消費生活総合センター等多岐にわたりますが、最近では、当会の鑑定書の成果もあって、公的機関から紹介を受けた消費者からの依頼が増えています。

さて、リフォーム被害の実態については、前号にて紹介しております（中村幸安理事長執筆）が、今回はその具体的な紛争の概要と結果をご紹介します。次の報告書は、当会の中村理事長が東京都消費生活総合センターより依頼を受けた鑑定書を基に出された報告書です。



小屋裏（屋根裏）に取り付けられた、送風機と L 字金物。

### 高齢者が結んだ屋根補強等の工事契約に係る紛争案件報告書（概要）

#### 1 紛争の概要

販売会社（以下「販社」という。）の社員が、平成 13 年 8 月に高齢の申立人 2 名（A、B）宅を訪れ、屋根の写真を撮らせてくれ、屋根裏を見せてくれなどとそれぞれ、販売意図を隠して上がり込み、消費者が「帰ってくれ、契約する気はない。」と繰り返し断つたにもかかわらず、強引にあるいは執拗に契約を迫り、申立人 A には耐震金具を取りつける屋根の補強工事を、申立人 B には床下換気扇設置工事の契約を締結させた。

その後、2 名の申立人からは、断っているのに強要されて無理に結ばされた契約であり、施工済の工事内容も専門家に見てもらい疑問を持ったとして、契約の取消しと原状回復を求めて消費生活総合センター等に相談を寄せた。

相談を受けたセンターが契約の締結過程の問題点を

指摘し、販社に、消費者契約法に基づき契約の取消しを求めたが、販社は、強引に契約させた事実は無かつたとして契約の取消しに応じようとしなかった。

また、追加申立人 C は、平成 12 年 3 月に販社社員から水質検査の勧誘を受け、健康が損われると言われて活水器等の契約を結んだことを契機に、その後の点検などと称して訪問する同社社員から次々と不安に陥れられ、1 年半の間に、床下・屋根裏の補強工事、床下・屋根裏の換気扇設置工事、水道管改修工事、キッチン・バス・トイレ・洗面所改修工事などの総額 1,250 万円の契約を結び、工事は終了したが、杜撰な工事で高額である、契約の経過が不当であった、工事内容にも疑問、などから、クレジットの未払分の支払い拒否と、妥当な価格を超える既払分の返還を求めてセンターへ相談した。

契約の取消し等を求める申立人からは、東京都消費者被害救済委員会への付託を希望した。

## 2 処理の経過と結果

平成 13 年 11 月 24 日に申立人 2 名の、平成 14 年 1 月 11 日に追加申立人の紛争処理を付託された委員会 は、あつせん・調停部会（以下「部会」という。）を 5 回にわたって開催し、各申立人の事情聴取と希望する解決内容の確認、販社からの事情聴取と意見交換を行い、事実関係の把握等に努め、本紛争の法律的観点・論点等及び解決の方向を検討した。一方で、事務局に指示をして建築専門家による工事状況の調査・確認を行い、鑑定結果と所見を得た。

申立人 3 名の契約の勧誘・締結の経緯から、次の共通する事情が窺えた。

- (1) 高齢者に勧誘的を絞った契約である。(高齢者取引)
- (2) 不安を煽り契約をさせる。(誤認)
- (3) 価格が市場価格と比較して、非常識に高額である。(暴利行為)
- (4) 帰ってくれ、契約をする気は無い等と断っているのに、契約を締結するまで、帰らない。(困惑)

(5) 契約の締結に必要な取引の内容、提供する商品・サービスの内容等の説明をしないし、虚偽の説明をする。(説明義務違反・詐欺・不実告知)

(6) 2 時間ないし 4 時間にわたる長時間の勧誘をする。専門家 に依頼した鑑定書は詳細に及んだが、その主要な内容は、次のとおりであった。

- (1) 金具による補強工事は、建物の耐震性能の向上に寄与しておらず、意味のない工事。
  - (2) 床下や天井・小屋裏には、強制換気が必要とする条件は無く、換気扇は過剰設備。
  - (3) 不必要な上に法外な工事費(水道管工事)、工事の不具合があるのに部品・工事費とも法外で、メーカー希望価格よりも圧倒的高額での請求(リフォーム)もある。
- 部会は、販社に対して、勧誘方法や施工に係る問題点を指摘し、あつせんの考え方を示した。販社は、委員会の指導に従う、具体的には申立人 A、B に対しては契約の取消しに依りて取り付けた物品の所有権

を放棄するか原状に戻す、申立人 C に関しては、既払金全額の返金はつらく委員会での現存利益の査定を希望した。部会は、諸事情を考慮して円満解決を図ることを前提として、「申立人 A、B は取り付けた部品の撤去を求めず、販売会社は所有権を放棄する。申立人 C の現存利益は全ての工事に含めて 190 万円とし、未払分は請求しない、既に支払済の 990 万円の中から 800 万円を申立人 C に対して、一括払いで返金すること。」との条件を提示し、申立人らと販社の双方が受諾、平成 14 年 3 月 11 日に合意書を取り交わし、本委員会における処理手続きは終了、あとは申立人 C に対する返金の履行を確認するのみである。

### 3 報告にあたってのコメント

1 申立人 A、B の契約の取消原因  
申立人 A、B の契約は、消費者契約法が適用される契約である。申立人 A の契約は、販社の社員が申立人宅を退去しようとし、ない事態に困惑した結果、契約を締結したものの、申立人 B の契約も、申立人の

退去要請にもかかわらず、販社社員が長時間退去しなかったことにより、困惑した結果、契約を締結するに至ったものということができ、これらの契約時の事情の下においては消費者契約法 4 条 3 項 1 号(困惑)の取消事由があると認めることが相当である。既に契約の取消通知を文書で行っているから、契約は取消されたものといえることができる。

### 2 申立人 C の契約の取消原因

当初の契約は消費者契約法の施行以前であるが、必ずしも必要のない活水器の設置を長時間の執拗な勧誘を行い、代金に比較して著しく高額な工事の発注をさせたもので、消費者契約法が適用されるのであれば、取消事由ありと評価される可能性も高い。

後続の工事は、必要性や効果が極めて疑問と思われるものの、工事内容が粗雑・工法が不適切、市場価格水準と比較して極めて高額な材料・部品

価格、著しく高額な工事代金などを内容とする契約で、不実の説明や説明不十分のままに締結させたことが認められる。法律的に問題の多い当初の契約を踏み台にして、重大な問題のある後続の工事の勧誘が次々と執拗に繰り返され、高年齢者である申立人が十分な知識のない状況の下で、暴利を得る契約であった。しかも、高齢者の収入・資産に照らし、極めて高額で工事内容と比較して著しく不均衡な契約を勧誘する行為は、特段の事情のない限り、各契約が公序良俗違反により、無効と考えることが相当である。

また、不実の説明、不十分な工事内容の説明、必要がないのに必要があると誤信させられて契約したと考えられるものもあり、詐欺、あるいは錯誤が認められるものもある。

3

現状回復義務の取扱について 申立人らの締結した各契約は、取消し、あるいは無効によつて、代金支払義務を負うものではなく、販売会社の請求を拒むことができることに、支払済代金は不当利得として返還請求できる。他方、販売会社が申立人らに対し、原状回復として設備の撤去、引渡を請求することも可能である。

施工済みの工事部分、設備の撤去、引渡しをすることにすると、撤去費用の負担、家屋に与える物理的影響、撤去に伴う補修工事の費用の負担の問題が発生するが、本件においては、販売会社が工事部分・設備の所有権を放棄した一方、申立人 A、B が現状のままとすることを承諾した。申立人 C については、申立人の意向（工事部分・設備はそのままとし、納得のいく工事に見合った代金以外の返金）と販売会社の意向（全額返金でなく、現存利益の査定）と、

前記に述べた発生する問題を考慮したあつせん案を提示し、双方の同意を得たものである。  
（東京都消費生活センターより提供された資料より転載）

クーリングオフの適用期間であれば契約解除できますが、それが過ぎていたとしても、契約に問題があれば契約取消ができることがありますので、契約取消ができるか否かを、お近くの消費者センター、弁護士等の法律の専門家に確認する必要があります。

当会では、「契約通りの工事が行われているか」、「工事に問題はなにか」、「必要な工事であったか」等の調査・鑑定を行っています。その結果、上記報告書のような鑑定結果であれば、鑑定書を元に法律の専門家と共に契約取消の交渉をすべきでしょう。

しかし、契約をしてからでは問題を解決することが難しくなりますので（業者の所在が分からないこともある）、このような被害に遭わないために、契約書に判を押す前に、当会にご相談ください。当会では建築の専門家が技術的相談にのります（無料電話相談「住まい 110 番」）。

必要によつては、専門家の目で、「耐震補強する必要があるか」、「床下の防湿措置をする必要があるか」、「契約する工事が必要な工事であるか」等を調査いたします。

クーリングオフ

消費者が冷静に良く考え直す期間を与え、この一定期間内であれば、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できるという制度。事例のような訪問販売による契約では、契約後（クーリングオフについて書面で知らされた日以後）8 日間以内であれば、すでに工事を行つていてもクーリングオフで契約解除することができます。

東京都消費者被害救済委員会

東京都消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について「あつせん」や「調停」を行い、その解決にあたる「東京都消費生活条例」で設置された知事の附属機関です。また、知事は委員会の意見を聴いて、消費者訴訟に対して、訴訟資金の貸付等の必要な援助を行います。

## 介護保険における住宅改修の実態

東京・特別区介護保険担当職員

平成十二年四月より介護保険が始まり、手すり・段差解消等の二十万円までの住宅改修費の九割が保険から給付されるようになった。十二年度は、月七十件の申請数であったが、今年度は、その二倍以上になった。介護支援専門員(ケアマネージャー)や工事業者に保険給付の情報が浸透した結果と思われる。

しかし一方、様々な問題点も明らかに成りつつある。その第一は、工事費の相場を知らない一人暮らしの高齢者に付け込み、高額な費用を要求する業者の存在である。ある業者は、「屋根を塗り替えましょう」と自宅訪問し、浴室が古いのを見て、「介護保険でお金が出ますからユニットバスにしましょう。屋根はサービスにしておきます。」と夜中まで滞在し、保険給付の九倍強の百八十万円のローン契約をさせた。九十過ぎのその独居老人は、近々長男宅へ引き取られる事になっており、自宅も取り壊す予定であった。また、手

すり設置の金額は、業者によって様々であり、明らかに工事費が高すぎる例も後を絶たない。

問題点の第二は、不適切な工事である。位置の高すぎる手すりはまだしも、L字型手すりの左右逆、上下逆というのもある。廊下手すりで、端をそのままにしているために、袖が引つ掛かるのではないかと、心配な例は多い。浴室手すりは特に首を傾げるような手すりがある。利用者の入浴方法や身体状況を全く把握していないばかりかバリアフリーの基礎知識もなく、単に工事のための施工したと思われる例である。介護保険住宅改修費支給申請に際しては、理由書の添付が必要である。この理由書を記載できる資格者は、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、住宅改修アドバイザー、福祉住環境コーディネーター等である。私も、福祉住環境コーディネーター二級の資格を持っているが、常々、この資格では理由書記載に不十分ではないかと思っている。そもそも、介護保険の住宅改修は、被保険者の生活の質の向上を目指す介護計画の中で位置付けられなければ

ならないとされている。建築工事の知識のない介護支援専門員が、勉強しコーディネーター資格を取得する事は、歓迎すべき事であるが、コーディネーター資格のみで、介護計画に位置付けられた住宅改修が企画できるとは思えない。他職種との連携のもとに、設計、企画すればよいのであるが、現実には、工事業者の営業担当のみの考えで工事実施される場合も多い。住宅改修と合わせて、不必要な浴室のすのこ(福祉用具)まで勧められてしまう例もある。

他方、住宅改修に関する知識に自信が無かったり、多忙であったりするケアマネージャーが、工事業者のコーディネーターに任せっきりにしてしまう場合もある。被保険者の介護計画の中で、住宅改修工事をきちっと位置付け、行われる(た)工事の内容、工事費とも適正であるかをチェックできる仕組みが必要ではないか。私は、介護保険制度以前、地域において高齢者施策の住宅改修の申請相談を担当していた。改修相談、自宅訪問、業者との連携、工事後の

確認訪問等一連の手続き後も、利用者の地域福祉相談を継続する中で、改修した住宅が、利用者の死後、取り壊されてしまう例を幾つも見て、公的資金が数年で無駄になってしまふことに疑問を持った。イギリスなどでは、高齢者が死亡しても、別の高齢者が、改修された住宅に転居する事によって、公費助成制度が社会的に有効に活用されている。日本においては、公営住宅に手すりを設置する際には、退去時の原状回復を前提として誓約させられる場合もある。使いやすい手すりを公費負担で設置しても、それが無になってしまふことは、「もったいない」の一言である。

高齢者でなくても、段差の少ない床や手すりはありがたい。四十代の私でさえ、自宅の階段を昇降する際には、必ず手すりに頼ってしまう。二〇五〇年には六十五歳以上の高齢人口が三分の一になるといふ。誰にでも使いやすい住宅が一般化してほしいと思う。

2002年度第2回研修会報告



去る03年1月19日(日)に、

渋谷区の青山コミュニティカレッジにて02年度第2回研修会が行われ、44名(会員32名)の参加がありました。今回の研修会は、第3者検査、設備の点検、リフォーム調査を中心として、各レポーターが



事例報告と共に検査・調査要領の報告をし、大川照夫常任理事がコーディネーターとして総論を踏まえて解説をするという方法で進められました。その詳細は次の通りです。

コーディネーター

・大川照夫常任理事  
第3者検査の必要性とその責任。検査・鑑定業務の総論。

レポーター

・川口晴保常任理事  
事前相談から完成検査までの点検・検査事項、点検結果の記録及び報告の要領

・田岡照良理事  
設備の検査項目及び瑕疵判定規準  
・槻田昌明常任理事  
リフォーム前の診断報告

・中山良夫事務局長  
悪徳リフォーム被害調査、鑑定書の事例

当研修会は、会員以外の一般の方が12名も参加されましたが、アンケートをした結果、その殆どの方の参加動機・目的が「当会の活動に興味がある」、「現在検査業務を行っており(将来検査業務を行うため)」、「その技術向上」となっており、「とても参考になった」、「知識が得られ有意義だった」、「また研修会に参加したい」との感想もありました。このことから、技術研修会の需要と必要性が伺えます。当会のように、検査・鑑定業務に関して、広く技術研修会を行っていている会は少なく、当会が社会的に重要な役割を担っていることを強く実感いたしました。また、当会を知るキッカケとして「テレビ、新聞、雑誌、書籍」等のメディアを通してというのが殆どであり、当研修会は「インターネ



ット」又は「会からの案内」によって知ったという方が殆どでした。なお、研修会の後には新年会を行い、会員同士の交流を深めることもでき、大変有意義な研修会となりました。一般参加者の人数増加は、理事をはじめとする会員の皆様の地道な活動の結果であり、この場を借りまして、日頃から会の活動、発展にご協力をいただいている会員の皆様に、深く御礼申し上げます。



事務局からのお知らせ

相談・調査業務報告

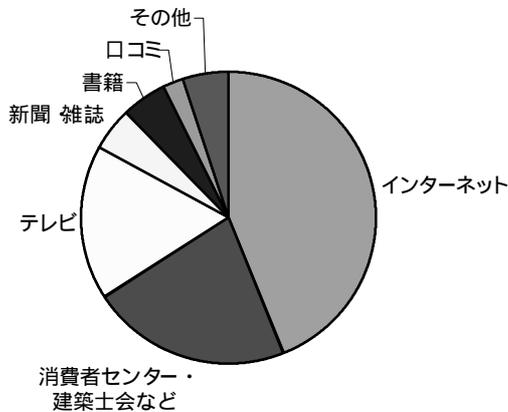
12 月期の電話相談件数は 49 件となり、本年度初めて昨年度平均を下回りました。

地区別の割合では、これまで以上に東京都の割合が高く、非関東地区の落ち込みが目立ちます。

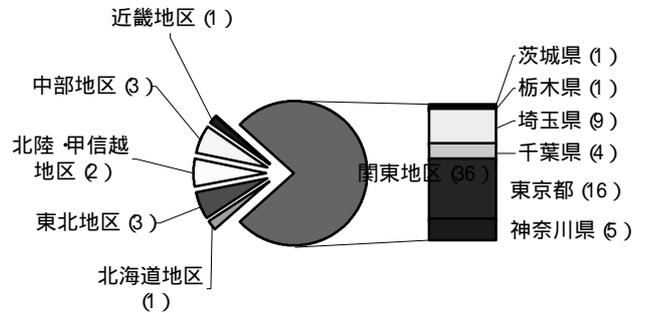
調査依頼者から時折「会の宣伝をもっと行って欲しい」という声が寄せられます。例えば、契約前や工事前、あるいは瑕疵担保期間内などに当 NPO のような相談機関に相談していれば、これほど難しい問題にならずに済んだのに... という無念さがその声からは伝わってきます。

1 月は、テレビに中村理事長が TBS の番組に出演し、雑誌「美しい部屋 50 号」掲載記事の取材には川口常任理事が全面的に協力しました。このような会を世間に知らしめる活動も、消費者から強く求められていることを念頭に置きながら、積極的に会を PR して行きたいと思えます。社員（特に相談の少ない地区）の皆様には、より一層のご協力をお願いします。

当会認知の情報源 (12 月期)

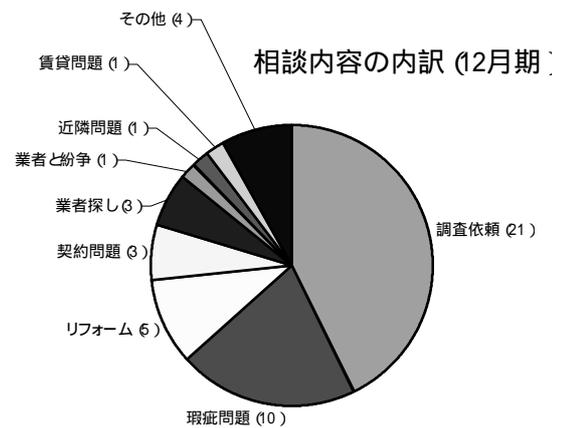


地区別相談件数 (12 月期)



12 月の調査依頼実績 ( は建築 G メンに直接依頼があったもの)

都道府県	内容	担当調査員
福岡県	築 7 年 訴訟するか否かの資料作成	松永 勝利
東京都	建売物件の契約のチェックと工事中の検査	田岡 照良
東京都	悪質リフォーム被害の調査	槻田 昌明
埼玉県	床の不陸 総合調査を希望	大木 昭治
東京都	建売物件の調査	塩田 清
新潟県	築 4 年の軽量鉄骨物件の調査	星井 栄吉
東京都	住宅購入 引き渡し前検査の立会	塩田 清
東京都	RC造マンション 上階からの騒音の問題	中村 幸安
栃木県	在来木造 総合調査 (特に隙間風と湿気の問題)	中島 徹
埼玉県	雨漏りの原因の特定	鈴木 松五郎
神奈川県	在来 2F 建売 工事中の検査	清水 煬二
東京都	2×4 に準じた工法の物件の検査 (基礎・壁紙に亀裂あり)	塩田 清
茨城県	在来木造新築物件 工事中の検査	小野 文一
京都府	リフォーム工事 (ユニットバス) の被害	丹羽 稔
埼玉県	中古物件探しの同行	塩田 清



NPO 建築 G メンの会のロゴマークです

### 室内ホルムアルデヒド濃度

#### 簡易計測サービスを開始

シックハウス対策への取り組みの一環として、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの協力を得て、ホルムアルデヒド簡易測定器『デジタルキャッチャーミニ』の貸し出し事業を開始しました。室内の空気中のホルムアルデヒド濃度のおおまかな目安を、少ない費用で簡易に計測していただくことが、この事業の目的です。

計測は、次の手順で行います。

- (1) 全ての窓と扉を開放し、30分間換気する。
- (2) その後、全ての窓と扉を閉鎖し5時間以上維持する。自動換気システムのある住宅は同時に換気システムを稼働する。
- (3) 上記の状態のまま、30分間計測(サンプリング)を行う。

このような流れで濃度がモニターに表示されますので、もし厚生省の濃度指針0.08 ppmを大きく超えるようであれば、必要に応じて、再度測定バッジを使った測定やそれ以上の精度の測定を検討することになります。



デジタルキャッチャーミニ

自分では測定が困難だということにも、相談に応じております。また、工事中の検査メニューに、本計測を加えることも可能です。

費用は、貸し出しのみの場合で、消耗品等の実費四千元(片道送料込み)となります。お問合せは、当会事務局(042-311-4110)までお申し付けください。

室内の空気中のホルムアルデヒド濃度のみを計測します。トルエンやキシレンなどのVOC(揮発性有機物)の計測は出来ません。また、訴訟等の為の計測には使用出来ません。

#### 事務局詰め電話相談員を募集中

2月は、3日(月)に石岡社員、13日(木)に小黒社員、20日(木)に塩田社員が担当します。その他の日程(月・土)は、随時募集中ですので、ご協力お願いいたします。

Gメンの会の名刺ができました。当会の会員・社員向けに名刺デザインの種類として次のものを用意しました。

■ 建築Gメン (登録番号01000) 一級建築士	
社員	〒123-4567 東京都〇〇区〇〇町18-9 tel 03-123-4567 fax 03-123-4568 e-mail samai10@kenchiku-gmen.or.jp (株)〇雄建築研究所
<b>〇山 〇雄</b>	
<b>NPO 建築Gメンの会</b> 一級建築士事務所登録(東京都)NO.48276	
〒106-0025 東京都港区永山4-2-4-108 tel 042-311-4110 fax 042-311-4125 e-mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp	NPO KENCHIKU G MEN 特定非営利活動法人 建築Gメンの会
<a href="http://www.kenchiku-gmen.or.jp/">http://www.kenchiku-gmen.or.jp/</a>	

別途、会員の皆様には、マイクログラフワード用のデータをお送りいたしますので、ぜひパソコンで編集して、ご活用ください。

なお、プリントアウトの際には、Eーワン(株)社製の10面刷名刺用マルチカード(A4サイズ/10シート100枚500円)を台紙として使用してください。

また、パソコンでのプリントアウトではなく、印刷会社に直接持っていかれる際にも、版下用のサンプルを用意していますので、次の手順でスムーズに注文出来ます。

- (1) 氏名・住所・資格など名刺への記載事項を上サンプルに朱記してください。また、不要な文言等は横線で消して下さい。
- (2) 次に、この会報と同封のフロッピーディスクを印刷会社に持ち込んで、「雛型のデータはこのフロッピーの中にあるので、氏名などをこのサンプルに朱記した内容に編集して、版下としてください。そのファイル名は、『sample.ai』です」と依頼して下さい。
- (3) あとは、色の指定です。文字は黒で、マーク等はC 80 M 60 Y 0 K 50の紺色で注文して下さい。

メールで会報を送っている方には、同じくメールでデータをお送りしています。



※できるだけ右図でのみ来場はご遠慮ください。  
JR王子駅北口/南北線王子駅(5番出口)徒歩2分

**建築無料相談・講演会のご案内**

『住まい110番』と題し、欠陥住宅の実態を紹介し、問題解決や予防方法などの情報を提供いたします。皆様お誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。なお、無料相談会での相談を希望される方は、必ず資料(不具合の写真・契約書・設計図書など)を一式お持込の上ご来場ください。

**『住まい110番』**

講演会・建築無料相談会

「欠陥住宅問題の解決方法」

講師 弁護士 山本 孝

(NPO 建築Gメンの会社員)

**「欠陥住宅の事例報告」**

レポーター 建築Gメン

「新築、リフォーム、欠陥

その他住まいに関する相談」

相談員 建築Gメン

日時 03年2月15日(土)

午後1時30分~午後4時30分

(午後1時開場)

場所 「北とぴあ」第2研修室

(北区区民ホール)

所在地 東京都北区

王子1ノ11ノ1

交通 JR・京浜東北線

王子駅 徒歩2分

営団地下鉄・南北線

王子駅 徒歩2分

入場 無料

お問合せ NPO 建築Gメンの会

事務局

TEL 042-311-4110

Fax 042-311-4125

**くらしフェスタ東京2002**

このイベントは、東京都と消費者団体が共同で、消費者の権利の確立と定着をはかり、消費者問題の解決を促進することを目的とする「東京くらしフェスタ」協賛事業として開催します。

**一級建築士事務所登録が完了**

当会は、03年1月10日付けで「特定非営利活動法人建築ジーマンの会」一級建築士事務所「東京都知事登録48276号」の登録を行いました。

**編集後記・次回の予告**

今年最初の会報は、ますますクローズアップされている悪徳リフォーム被害の特集の後半の内容を中心にお届けいたしました。

この問題と当会とが係るきっかけとなったのが、特集で紹介した東京都被害者救済委員会が扱った事件からでした。

それから、およそ一年が経ちますが、同様の相談が全国各地から寄せられ後を絶えません。本号が、わすかでも問題解決の糸口になればと思っております。

さて、次号会報「樫(くさび)15号」は、鑑定書のまとめ方に関する内容など、2月末頃発行予定です。最後になりますが、ご寄稿いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

**広告欄**



エコロジー (有)あくあ研究所

NPO 建築Gメンの会  
一級建築士 松永 勝利

佐賀市巨勢町高尾 332 番地 57

電話 0952-29-7360 Fax0952-29-7360

Email aqua@po.bunbun.ne.jp

http://www.bunbun.ne.jp/ aqua/

**会の活動にご協力ください!**

会員の種類	年会費
社員	24,000円
会員(個人)	6,000円
会員(団体)	48,000円
ML会員(個人)	3,600円
ML会員(団体)	10,000円

ご入会の際は入会申込書が必要です。事務局までご連絡ください。